

CARF ワーキングペーパー

CARF-J-044

江戸時代の金融ビジネス

東京大学大学院経済学研究科

粕谷 誠

2008年2月

❁ 現在、CARFは第一生命、日本生命、野村ホールディングス、みずほフィナンシャルグループ、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、明治安田生命（五十音順）から財政的支援をいただいております。CARFワーキングペーパーはこの資金によって発行されています。

CARFワーキングペーパーの多くは
以下のサイトから無料で入手可能です。
http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/workingpaper/index_j.cgi

このワーキングペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿です。著者の承諾無しに引用・複写することは差し控えて下さい。

Financial Business in Tokugawa Japan

Makoto Kasuya

Abstract

This paper aims to review researches on financial businesses in Tokugawa Japan. Recently, it is made clear that economic institutions play an important role for economic growth. Moreover, some scholars insist that financial factors influences economic growth, though others criticize this view. In this paper, therefore, first I conduct a survey of laws and their enforcement, and in the next two sections I analyze monetary and credit systems in the Edo period. In the fourth section, remittance between Osaka and Edo (now Tokyo) or between distant places is examined in comparison with contemporary British foreign exchange businesses, because silver was a key currency in Osaka and gold was Edo's key currency. In the fifth I define *ryogae-sho* (bankers in Tokugawa Japan) in this period and in the next section I conduct a survey of bankers' activities. In the seventh section I shed some light on 'direct' finance between lenders and borrowers because wealthy merchants did financial businesses very actively and in the next section financial activities in the outside of three large cities (Edo, Osaka, and Kyoto) are briefly examined. In the last section I summarize above analysis and examine briefly institutional changes around the Meiji Restoration.

粕谷誠

I 金融ビジネスを歴史的に考察する視角

江戸時代はかつて封建時代（プリ・モダン）であると考えられていたが、最近では「アーリー・モダン」とする考えが有力となっており（宮本ほか、2007）、江戸時代に経済がかなり発展していたことが明らかになっている。これは明治維新の前から経済が発展軌道にあり、明治以降の経済成長がそうした発展の上に実現したと理解されている。また最近では、経済が成長する上での制度の重要性が認識され、歴史分析にも応用されている（North, 1990, 2005; Greif, 2006）。制度とは単に法律などのルールにとどまらず、その執行がいかにおこなわれているかも含んでおり、法律などがおよんでいなくても、商人などが協同してルールの違反者に懲罰するということが信頼されれば、ルールは実行されるのであるが、こうしたメカニズムは商人の数が増え、取引が増えると監視が不十分になるなどの理由から効率性が落ち、国家権力による強制力が取引の統治に必要なようになってくる（法律家の養成など固定的なコストがかかるので、取引が少ない場合は、効率的なシステムとはいえない）。岡崎（1999）は制度分析を日本の株仲間にも適用したが、こうした視角からの研究が盛んになっている。現代においても法制度が経済成長に大きな役割を果たしていることは、La Porta et al. (1997, 1998)で強調されている。

ところで金融とは、現在のキャッシュフローと将来のそれを交換するものであるから、金融がうまく機能するか否かが、金融をめぐる制度が金融契約の締結と執行をどれほど確実なものにするかに大きな影響を受けるのは当然である。そして金融機関の重要な役割のひとつが、借り手を審査し、資金の効率的な運用（投資）を促進することであるから、金融システムの良否が経済成長に大きな影響を与えると考えられる。従来は経済発展に必要とされる金融が発展するという考えが強かったが、今日では金融が経済成長に影響するという考え方が有力になっている（King and Levin, 1993a, 1993b; Rajan and Zingales, 1998）。¹こうした金融制度の経済発展に対する役割を極めて高く評価したのが、Sylla (1999, 2002)であろう。シラは産業革命の前に金融制度を一気に整備する金融革命が存在し、それが経済発展の起動力になったとし、日本の場合には松方正義による1880年代半ばの金融制度改革がそれに当たるというのである。この考え方は、冒頭に述べた江戸時代の経済発展を重視する考え方と鋭く対立することになる。

本稿では、以上のような研究の進展への認識のもとづき、金融をめぐる制度と金融システムの関連に留意し、江戸時代後期の金融について概観することを目的とする。江戸時代の法制度・貨幣制度・信用制度について考察した後（ただし執行についての情報は少なく、法令などのフォーマルな制度の分析が中心となる）、金融が最も発達した三都（なかでも大阪）の為替業務や両替商経営の実態について、両替仲間の果たした役割に留意しつつ考察する。また江戸時代の金融というと両替商に視野が限定されがちであるが、²両替商を通じ

¹ もちろんこうした説には反論もある（例えば、Shan, 2005）。

² 江戸時代から現代までを扱った数少ない通史である玉置（1994）でもそうである。

ないいわば直接金融についても、両替商の発展が遅れた江戸を中心に考察する。最後に三都外の金融について若干考察し、明治維新で金融がどのように変化していくのかの展望を述べる。

II 江戸時代の法制度³

金融に関する江戸時代の法制度（民事訴訟制度）を明治以降のそれと比較すると、以下の特徴が挙げられる。まず江戸時代は身分制社会であり、法の下での平等の原則は成立していなかった。そのため裁判の制度が武士と百姓・町人では異なっていたし、⁴幕府資金（公金）は一般の民間資金よりも債権が優越される取扱を受けた。また後述するとおり、武士への貸金は百姓・町人に対する貸金よりも取立てが困難であった。第2に民事裁判（公事、出入物）は、当事者間の権利関係を明らかにすることよりも、当面の紛争状態を解消することを主たる目的としており（神保、1995、36頁）、後述するとおり、貸金訴訟でも内済（和解）が強く求められた。第3に裁判を受ける権利が保障されていたわけではなく、幕府はしばしば相対済令を発し、訴訟を取り上げないこととした。江戸では、1661、1663、1682、1685、1702、1719、1746、1797、1843年に相対済令が発布されているが、後述の通り、相対済令が発布されても訴訟が取り上げられる債権と取り上げられない債権があり、また相対済令があっても訴訟で取り上げられる債権が一貫して同一であったわけでもなく、相対済令の適用範囲が揺れ動いていた。相対済令は訴訟を取り上げないだけで、徳政令と異なり債権そのものが消滅したわけではなかったが、債権の保護にとって大きな影響があった。⁵相対済令が発布された背景として、金銭関係の訴訟が増加し、その他の裁判の制約となったことがあげられている。1718年には、江戸町奉行所の訴訟件数が47,731であり、そのうち公事が35,750であり、このうち金公事（後述）とよばれる金銭貸借を中心とするものが33,037を占めており（服藤、1955）、⁶訴訟件数は決して少ないとはいえなかった。第4に明確な時効の制度が存在していなかったことがあげられる。しかし1698年には、「質地田畑預金売懸金等」は20年を過ぎたものは裁判で取り上げないこととし、1842年には売掛金の出訴期間を10年と定めており（金田、1929a、148頁）、これらの年限を越えた債権は保護されなかった。第5に債権の譲渡については制限がなかったのであるが、1788年には親子兄弟の間の譲渡のみ裁判で保護されることとなった（金田、1931、13頁）。徳川時代には約束手形に関する特別法制がなかったから、約束手形の（裏書による）譲渡や割引などには大きな制約があり、後に述べるように手形の裏書譲渡の制度は存在しなかった。裏書譲渡は手形や小切手の重要な特徴をなすのであるから、これがない以上「小切手類似

³ 江戸時代の法制度については、特に断らない場合は、瀧川（1985）および牧／藤原（1993）による。

⁴ 例えば、貸金で武士を訴える裁判は評定所が担当したのに対し、同一地域内に居住する百姓・町人を訴える裁判は、居住地の町奉行や勘定奉行などが担当した（金田、1928、175頁）。

⁵ 1789年に札差の旗本・御家人に対する1784年12月以前の債権を消滅させる棄捐令が発布されたが（それ以後の債権は利息を切り下げ、永年賦とされた）、これは例外的である（北原、1985、144—147頁）。

⁶ 翌年は、訴訟件数34,051、そのうち公事数26,070、そのうち金公事数24,304であった。

の証券」「約束手形が実質的に存在」といった表現は、強い限定のもとになされていることに留意しておく必要がある。最後に民事訴訟の際には、原告・被告ともに家主・名主・五人組などが立ち会うこととされており、訴状の提出・受領にもこれらの人は不可欠であったから（石井、1984、10 頁）、地域社会の関与が裁判に組み込まれていたのであった。これによって奉行所の力のみでなく、地域社会の力を借りて、内済や執行がより容易におこなわれていたものと考えられる。

債権関係は、本公事の手続で保護される債権（質地・家質・為替金など）、金公事の手続で保護される債権（売掛金・貸金など）、仲間事とよばれ訴訟が取り上げられず保護されない債権（共同事業者相互の損益勘定・無尽金など）に区別されていた。利子付きで質をとっていない貸金は金公事とされたのに対し、利息のつかない為替金（打歩をやり取りするにせよ）・家屋敷を質に入れる貸金（家質貸）・無利子の預け金は本公事とされた。江戸時代の民事裁判では、原告が目安（訴状）を提出すると、裁判所はそれを審査し、取り上げる場合は、本公事・金公事の区別を決定する（目安糺）。そして原告に目安を正式なそれらに書きかえさせると、これに裏書押印して原告に返却する（目安裏書）。裏書の内容は、被告に対して答弁書の提出と出廷を命じるものである。原告はこれを被告の町や村の役人の立会いのもとに、自分で被告に届ける。裏書で指定された期日（差日）には、原告・被告が裁判所に出廷し、対決審問を受け、審理が進められ、裁許（判決）が申し渡される、という手続きがとられた。差日以前に内済がおこなわれることもあった。金公事では、①出訴最低額が存在し（金 1 分、銀 10 匁、銭 1 貫文）、⁷②目安裏書において内済が勧告され、③本公事ではおこなわれない切金の手続きがおこなわれ、④本公事は相對済令の対象とならなかったのに対して、相對済令の対象となるなどの相違があった（小早川、1957、534—540 頁）。⁸出訴最低額が定められているのは、訴訟を減らす趣旨であったとされているが、商業活動にかかわる取引であれば、この金額を超えるものが多かったものと考えられる。

切金とは以下のような制度である。裁判の結果、一定期間内（30 日を原則とする）に弁済すべきとの判決（日限済方申付）が出された場合、期間内に弁済がおこなわれないと、身代限という強制執行がおこなわれる。しかしもし、期間内に多少でも弁済された場合は、弁済期間が延長されたのであった。これが切金である。また債務者が武士であった場合は、期間内の弁済の有無に関わらず、切金が認められた。弁済期間は債務額によって定められているが（表 7-1）、債務額が 2 両以下なら 1 年であり、それを超えて 200 両までは 2 年程度であり、以後徐々に期間が延びていった。切金額は 1806 年に改定されており、弁済期間は 2 倍以上に延長されている。10 両まででも 5 年まで返済を合法的に引き延ばすことができたのである。切金となると債務者は裁判所に返済金を持参し、裁判所が債権者に手

⁷ この金額は元禄期のものである。時期不明ながら、1 分、5 匁、500 文と銀と銭で引き上げられ、1823 年に 1 分、15 匁、1 貫 500 文と銀と銭で引き上げられた。天保改革に際しては、江戸市外を相手にする場合の出訴最低額（金 1 両、銀 60 匁、銭 6 貫 500 文）が定められた（金田、1929a、144 頁）。

⁸ このほか金公事は月 2 回しか取り扱われなかったが、本公事は 6 回であり（評定所の例、金田、1929b、94 頁）、金公事は原告のみの申し出で内済が成立する（片済口）などの相違があった。

交することとされており、厳しく執行されたかのようにも思われるが、実際には切金すら裁許どおりに支払われないことがしばしばであった（神保、1981、459頁）。金公事に関わる債権の返済を受けることは、困難であったといえるが、1843年の司法改革により切金は百姓・町人には適用されないこととなった。⁹このとき原則として30日であった返済期限が、30両まで80日、30両から50両まで120日、50両から100両まで160日、100両から300両まで400日、300両から600両まで500日、600両から1000両まで650日、1000両以上はおよそ2年と延長されているが（神保、1981、475頁）、1806年までの切金による返済よりも期限が短縮されており、この期限内に返済されない場合は、身代限となったのであるから、債権の保護は大幅に強化されたといえる。

ただし徳川時代の法制度は地域的な差異が大きかったことに注意が必要である。各藩内については基本的に各藩が裁判権を持っていたので、藩ごとに法体系が異なっていたことはもちろんであるが、¹⁰幕府支配地域でも裁判所によって取扱が異なっていた。とくに江戸と大阪では取引法の仕組みがかなり異なっており（石井、1982）、大阪の取引法の体系は大阪法とよばれることがある。大阪法は、「営利を目的とした債権の保護という点で江戸法よりも厚いということとともに、権利関係が迅速に確定され、債権の回収が厳格に行われた」（牧／藤原、1993、246頁）。しかも大阪町奉行所は、1722年に摂津・河内・和泉・播磨の4カ国の公事訴訟一般のほか、京都町奉行所支配4カ国（山城・大和・近江・丹波）の者が大阪町奉行所支配4カ国の者を訴える金銀出入（金公事に相当）および大阪町奉行支配4カ国の者と中国・四国・九州28カ国の者との間の管轄を異にする金銀出入（遠国金銀出入）は、大阪町奉行所の管轄とされていたから（神保、1987）、¹¹大阪法の適用範囲は広く、単なる一地方の法制度とはいえない影響力を持っていた。

大阪法と江戸法の違いとして注目すべき点として、第1に、金公事の特徴であった切金が大阪には存在していなかったことがあげられる。大阪では1720年以降、裁許が出た後の弁済期限（済方日限日数）は、10貫目（1両＝60匁で換算すると約167両）以下で60日、10貫目から50貫目（同様の換算で約833両）まで150日、50貫目以上360日であり、¹²弁済期限内に過半を返済すれば、同様の日数で弁済が申し渡され、その上で返済されなければ、手鎖もしくは押込30日の上、身代限となった（神保、1981、476頁）。江戸も切金が1843年に廃止されたが、これは大阪法が江戸に導入された司法改革の一環であるとされている。第2に、債権保護の弱さを象徴的に示す相対済令が、大阪では江戸ほど発布されなかったことである。大阪で適用されたことが明らかな相対済令は1702年のもののみであり、1797年と1843年の相対済令が大阪で適用されていないことは確実である（福山、1975、269頁）。第3にすでに述べたとおり、1842年に売掛金の出訴期間が10年に限定されたが、これは江戸の法制を大阪の制度に倣って改革した司法改革の一環であり、大阪では1721

⁹ 武士については、ほぼ1806年までの切金額に戻された。

¹⁰ 他領とかかわる民事裁判については、評定所の裁判となった（大平、1991）。

¹¹ 遠国金銀出入は、1722年以前から大阪町奉行の管轄とされていた。また念のためいえば、以上の管轄から明らかなように、大阪と江戸との間の裁判は、評定所の担当となった。

¹² ただし1767年から1774年の間は江戸法による切金を実施されるなど常に大阪法が実施されていたわけではない。このほか文化年間にも切金を実施されたとする説もある。詳しくは神保（1991）を参照せよ。

年には売掛のみならず金銀出入一般について、出訴期間が10年に限定されていた（神保、1982、317頁）。これは訴訟の増加を抑える意図が強いと考えられ、また相対済令が発布されないことと整合しているが、一定期間が経過した事実状態を保護し、取引関係に不測の混乱が起きないことや債権保護の努力を促したものともいえる。第4に、とくに債権保護に寄与するとは考えられないが、大阪には先訴優先という制度が存在した。これは先に提起された訴訟が続いている間は、同一人物に関する訴訟を取り上げないというものである。ただし質物、名目金などの訴訟は後訴とならず、優先されたため（春原、1956）、これらを利用した貸付が選好されることとなったほか、数々の脱法行為をよんだ。

III 貨幣制度

江戸時代の貨幣が金銀銭の三貨からなり、金貨と銭貨は品位と重量の定まった計数貨幣であったのに対して、丁銀・豆板銀という銀貨は品位のみ定まった秤量貨幣であった。江戸は金遣い、大阪は銀遣いであり、銭貨は端数授受や日常的な小額取引に用いられていたが、銭貨は補助貨ではなく、通用制限がなかった。1772年に南鐮二朱銀が発行されると、秤量銀貨が回収され、西日本でも銀建て取引がおこなわれて、貨幣で決済される場合は、当日の相場で換算されて計数貨幣が用いられるようになった。（新保、1974；三上、1975；岩橋、2002）。このほか関東以外の地域では、藩札が大量に発行され、三都その他の都市以外の地方での日常的な取引は藩札か銭貨でおこなわれていた。藩札は地域的な通貨の不足とともに、諸藩の財政需要とも結びついており、発行の規律付けが困難で、過剰発行に陥り、取り付けが発生することも多かった（鹿野、1996）。西日本では、銭と銀の交換比率を固定した上で「銭～匁」という表示をした藩札（銭匁勘定）が発行され、また東日本でも1貫文以上の高額の藩札が発行されるなど、単なる小額貨幣以上の役割を果たしたとする「銭遣い経済圏」も提唱されている（岩橋、1980）。

金貨・銀貨・銭貨の相対価格は法定されておらず、相場が立っていた。大阪では北浜の金相庭所で両替商によって相場が立てられていた。金相場については、午前中に取引が行われ、さらに昼に相場が立てられることもあり、市中に相場が広められていった。現在、鴻池与三吉家（田谷、1972）、越後屋善太郎家（中川、2003）の相場帳が紹介されており、遠藤（1916）、松好（1932）、三井（1933）、幸田（1995）などでもこの仕組みは紹介されている。文献によって、定められた相場の名称が異なっているが、取引開始時の寄付値段、取引終了時の引方値段などは、いわばインターバンクレートであり、引方値段を参考に定められ、市中に広められて対顧客の標準相場となったのが触値段（売と買の2つの値段があり、差額は両替手数料となる）¹³であった。¹⁴相場は小判（通用金）との間に立てられ、古金や二朱判は外物といわれ、金100両についての打銀が定められた（本打は小額貨幣を出す者が手数料を取得、逆打は逆）（田谷、1972）。銭の相場も銭両替によって立てられている。現物のほかに、印金といわれる先物が取引されており、大阪では北浜の金相庭会所

¹³ 鴻池与三吉家の帳簿では、必ずしもこのような手数料の仕組みにはなっていないようである（谷、1994、14頁）。

¹⁴ このほか立会値段、言合値段、中値段、跡値段、引跡値段などが立てられていたとされるが、どのような相場なのかははっきりしないものもある。種々の相場の関係を論じた中川（2003、133—140頁）は極めて難解である。

の構外と南本町で取引が行われていた。先物取引を行ったのは延屋仲間であり、本両替仲間とは別組織であった（松好、1932、341頁；中川、2003、131—140頁）。鴻池屋・越後屋の相場帳にも「延」として相場が記載されている。円滑な相場形成に、先物は不可欠であったとも思われるが、堂島米会所の取引や清算の仕組みについては研究が多数存在するにもかかわらず、金銀相場の先物市場については、ほとんど研究が行われておらず、実態の解明が遅れている。江戸では辻中で相場が立てられていたが、1788年前後に本両替を除いた脇両替のうち、金銀をも扱う両替屋が相場立会仲間を結成し、駿河町に「相場立会の会所」を設けて、相場を立てるようになった（三井、1933、211—227頁；末岡、1986）。¹⁵

IV 信用制度

大阪では手形が広範に流通していた。大阪での手形取引については戦前から研究が行われていたが、「手形流通に関する願書」（1880）、「商事慣習諮問報告書」（1882）、「大阪商業習慣録」（1883）、「商業慣例調」（1887）、「大阪昔時の信用制度」（1900）などの旧慣に関する調査や吉岡（1903）といった明治時代の著作に依拠することが多く、松好（1932）がその集大成ともいえる。戦後には一次史料にもとづく分析を加えて作道（1961）が発表された。その後実務の視点も加えて、谷（1994）、竹内（1999）などが発表され、これらの研究は鹿野（2000）で見事に整理されている。最近では一次史料にもとづいた中川（2003）、石井（2007）が発表され、研究は活性化している。

幕末期の大阪では商業取引の99%が手形で決済されていたが、京都では50%程度であったのに対し、江戸では現金取引が主流であった（作道、1961、250頁）。大阪での手形は、大阪が銀遣い圏であったことから、銀貨の単位（貫・匁）が用いられており、銀目手形といわれる。大阪市中では預り手形と振手形をはじめとする種々の手形が用いられた。預り手形は顧客Aが両替商Xに預け金をおこなったのち、Xがその持参人に対して預け金を支払う旨をしるしてAに交付する手形である。今日の銀行が発行する自己宛小切手に相当する。振手形は両替商Xに預金を有する顧客Aが、その預金を引当にしてその両替商宛に振出した手形である。顧客Aは資金を支払う際に、現金のかわりに振手形をBに渡し、Bは両替商Xに提示して、その支払いを受けるわけである。これは今日の小切手に相当する。これらの手形が受け取られるとさらにその受取人の支払いに用いられ、転々と流通し、小商人や庶民にも用いられていたと考えられていたが、銀目手形の裏書は、支払の確認のための署名であって、今日の裏書とは意味が異なっていたことから、裏書をもって転々と流通していたことの証拠とはならず、転々と流通していたのは、大阪及びその周辺で商人が両替商を名宛人もしくは支払人として発行した小額の私札であると考えられている（鹿野、2000）。また鹿野（2000）は、両替商との当座預金勘定を設定できず、振手形を振出せない商人が、現金を両替商に預けて預り手形を発行してもらい、支払いに当てたものであるしたが、石井（2007、28頁）は、大阪の両替商越後屋善太郎家の文政期の史料により、預り手形の流通は振手形の4%程度に過ぎず、主要な決済手段は振手形であること、また預り手形ですら平均の流通期間が5日程度でしかなく、転々と流通していたわけではないこと

¹⁵ 1808年に播磨屋新右衛門ら有力な脇両替が本両替となったが、相場立会仲間のメンバーではあり続けた。

を確かめている。

振手形は両替商に当座預金を持つ商人が振出すが、預金額以上の振手形を振出した場合には、不渡りとなる。節季において手形の決済が集中し、ある取引先からの入金を予定して、振手形を振出す場合、なんらかの理由で取引先振出しの振手形の自己の預金勘定への入金、自らの振出した手形の決済に遅れると、不渡りとなってしまう。このことを避けるため、節季後まで決済を猶予することとして振出された振手形を大手形といった。またより一般的には、預金額を超えた振手形であっても、一定金額までは両替商が代わりに支払ってくれる当座貸越のサービスが存在していた。手形を受け取った商人は、取立てのために自ら名宛人の両替商に出向くことなく、自分の取引先の両替商に持ち込んで、取立てを依頼する（取立てが行われれば、自らの預金口座に入金される）。このように両替商は相互に手形を取り立て・支払う関係にあり、その決済のコストを低下させるために、イギリスでは手形交換所が発生したが、江戸時代にはこうした集中決済機構は存在せず、個々の両替商が個別に行っていた。しかし全く個別に行われていたわけではなく、自分より上位にある両替商を親両替とし、取立ては親両替を通じて行った。こうした手形決済の際に両替商間の債権債務を決済するために用いられたのが、振差紙である。この両替商の親子のヒエラルヒーは多層にわたっていたものと思われ、決済は複雑になり、長六とよばれる取次業者も存在したという。親子両替間の手形取立は「取引」、同格の両替間の手形取立は「差引」とよばれていた（鹿野、2000）。親子両替という閉鎖的な印象を受けるが、大阪三井両替店を退職して別家となり、両替店を構えた越後屋善太郎は、加島屋作之助を親両替としており（石井、2007、26頁）、また複数の親両替を持つこともあったから（松好、1932、154頁；鴻池栄三郎の事例、中川、2003、252頁）、固定的な関係であったわけではないようである。また両替商に当座取引を開くのは大変で、信用を得るためできる限り預金をつんだといわれることもあるが、両替商に取引先を紹介し、預金額の1%程度を口入料として取得する一方で、取引の保証人となる口入人が存在し（幕末の鴻池英三郎家の事例、中川、2003、252頁）、複数の本両替と取引する商人もあったから（天保期の干鯛商人近江屋の事例、中川、2003、284頁；幕末の貝塚の商人広海家の事例、石井、2007、125頁）、両替商と商人の関係も固定的なものではなかったようである。

石井（2007）は文政以降の越後屋善太郎、鴻池屋与三吉、三井大阪両替店の手形差引・取引について考察している。越後屋善太郎と鴻池屋与三吉は、親両替加島屋作之助を通じて手形取引を行っていた。鴻池一統である鴻池屋与三吉は、加島屋作之助を通じて天王寺屋弥七、米屋伊太郎、炭屋安兵衛、鴻池屋重太郎、銭屋茂兵衛といった両替商と巨額の関係を持っていた。ところが加島屋作之助を通じる手形取引は、当座勘定元帳と考えられていた「差引帳」には反映されておらず、鴻池屋与三吉と商人との間の取引の全体像はわからない、との結論に達している。三井大阪両替店についても、「手形帳」を分析し、炭屋安兵衛、越後屋善太郎、米屋伊太郎、鴻池庄兵衛、鴻池重太郎、竹川彦太郎の7名と手形の差引を行っていることを明らかにし、この手形の差引が三井大阪両替店の総勘定元帳に相当する「大福帳」に部分的にしか反映されていないという分析結果を示している。三井大阪両替店の貸借対照表・損益計算書は、「大福帳」と仕訳帳であるとともに現金残高を示す「出入帳」から作成されているので（西川、1993、第5章）、出入帳、手形帳が同じ年次に

ついて残存している 1850 年について確認してみたが、¹⁶手形帳の記述の一部しか出入帳に反映されておらず、出入帳の現金残高と手形帳の残高の間には直接の関係はない。したがって三井大阪両替店は、貸借対照表・損益計算書と関係のないところで、巨額の手形の差引を行っていたという石井（2007）の分析結果は支持されることになる。この結果の意味をいかに解釈するかは、今後の検討にゆだねるしかない。¹⁷

振手形とは、両替商 X に預金を有する顧客 A が、その預金を引当にしてその両替商宛に振出した手形であるが、顧客 A が一般商人ではなく、両替商 Y であって、顧客 B が Y にある資金を X に移す場合にも用いられ、この場合は今日の送金小切手に相当する（鹿野、2000）。貝塚の肥料商広海家は、北前船から肥料を仕入れ、販売していたが、仕入れ代金の支払いは現金か振手形で行っていた。振手形が用いられたのは、北前船主が大阪で商品等を仕入れ、北国へ積み帰る場合があり、大阪での商品の購入する際に振手形で受け取ることが便利だからであった。しかし広海家が地元貝塚の両替商にあてて振出す振手形は、大阪では通用しないため、広海家は大阪両替商に預金を行い、大阪両替商宛の振手形を振出す必要があった。このとき広海家は、大阪両替商にある自らの預金口座の資金を補充するため、貝塚や堺の両替商に広海の預金を引当に送金小切手を発行してもらい、取引先の大阪両替商に送付した。また商品を広海から仕入れた兵庫の商人が代金を大阪の両替商宛の振手形で支払い、それを自らの取引先の大阪両替商の口座に入金することも行っていた。貝塚周辺には、大阪両替商宛の手形をやり取りする手形ブローカーが活動していたという。¹⁸もちろん貝塚から大阪への送金がすべて手形によって行われたわけではなく、現金輸送もおこなわれており、その比率は時代状況により変化していた。広海家は肥料の販売代金として地元の両替商宛の振手形も広く受け入れており、貝塚での地域的な取引についても手形が活発に用いられていたが、広海家の貝塚の取引先両替商への手形入金比率は堺の取引先両替商への手形入金比率より低く、大阪周辺地域で活発に手形が取引されていたとはいえ、地域的な格差があったこともうかがえる。広海の事例は 1850 年代以降の幕末期の事例であり、このような広範な手形の流通がどこまでさかのぼるのかは定かではないが、遅くとも 19 世紀の半ばには、手形は地域的な流通範囲を結びつけながら、兵庫から貝塚と

¹⁶ 三井文庫所蔵史料 「手形帳」（追 68）、「出入帳」（本 1831）。

¹⁷ 三井大阪両替店の貸借対照表には、炭屋安兵衛などの有力両替商との取引残高すら現れてこず、にもかかわらず巨額の手形を差引していたのであるから、取立ての依頼で子両替や差引先から回ってきた手形のうち自店にかかわるものや自店にかかわる手形を取り立てに出したものは自店の勘定にのせ（これらは両替商ではなく商人の勘定として貸借対照表にのる）、その他は石井（2007）のいうとおり自分の勘定に関係のない代理関係にあるものであるから、別世界のものとして、別置してあると考えるのもひとつの考え方である。

¹⁸ 石井（2007、125 頁）では、広海から大阪の送金方法に、現金・手形・振込みの 3 つの方法があったことを示している。このうち手形は、大阪両替商小橋屋彦九郎宛て貝塚両替商小間物屋孫次郎振出しの振手形を広海が購入し、大阪両替商米屋三十郎に送付した事例が該当する。振込みは、堺の両替商具足屋半兵衛から米屋三十郎に「振込み送金」した事例とされているが、その方法ははっきりしていない。具足屋半兵衛が堺で送金小切手を購入して、米屋に送付し、米屋がその送金小切手を大阪在住者に呈示して、支払いを受け、広海の口座に入金したか、あるいは具足屋が米屋に預金口座を持っていれば、具足屋が米屋に書状を送付して、具足屋の米屋における預金を広海の口座に振替えたか、などの方法がとられたものと考えておく。

いう大阪周辺の広い範囲で、大阪と密接に結びつきながら用いられていたのである(石井、2007、99-131頁)。

このように大阪市中及びその周辺で手形が盛んに流通していたのに対し、江戸では手形の流通が盛んではなかった。大阪で手形取引が盛んであった理由として、秤量銀貨のやり取りが不便であったため、手形取引が好まれたこと、天下の台所として卸売りが発達し、手形取引に好適であったこと、といった経済的要因に加えて、大阪の法・裁判制度が信用取引の発展を促進するものであったことが強調されている。この点に関連して、大阪では手形裁判が中抜裁判でおこなわれ、とくに保護されていたと指摘されることも多いが、大阪では本公事・金公事の裁判手続きが分離されておらず、訴訟が提起された場合、差日が月8回ある御用日を1回とぼした日に設定されるという意味であり、次の御用日に差日が設定される訴訟もあり、手形だけを特別に保護していたわけではない(神保、1990)。

このほか素人手形が存在していた。素人とは両替商以外の商人であり、このことから約束手形を意味するものと理解されることもある(作道、1961、281頁)。素人手形の雛形として約束手形類似の手形が示されているのであるから(菅野、1935、139頁)、約束手形が存在していたことは間違いないが、素人である商人に当てた支払指図証券すなわち振手形であるケースも報告されており(中川、2003、272頁)、素人手形のすべてが約束手形であったわけではない。中川(2003、278頁)は靱市場で、近江屋が銭屋的な活動をして、振手形等を受け入れていたことを明らかにしており、素人手形の代表のひとつとされる靱手形にこうした振手形がかなり含まれていたことが想定される。なお振手形は振出日と手形上の日付が一致するのが一般的であったが(直払手形)、先日付で振出されることもあり、これを延手形といった。延手形は今日の先日付小切手と似ているが、今日の先日付小切手は日付前でも呈示可能であるが、延手形は手形上の日付まで支払いが猶予される法制度ないし慣行が確立していたようなので(吉岡、1903)、実質的には支払場所を両替商に指定した約束手形とみて差し支えないことになる。

V 為替

貝塚と大阪の送金に見られるとおり、両替商は「遠隔地」間の送金業務に従事していた。これがもっとも発達していたのが、上方と江戸の間である。上方では、幕府・諸藩が江戸での支出に当てるため、西国で収納した年貢米を大阪で売却した代金を上方から江戸に送金する必要があった。一方、江戸近辺では消費物資の生産が十分ではないため、上方からの消費物資の移入が行われねばならず、江戸から上方に消費物資の代金を送金する必要があった。この逆方向の資金の流れを利用して、為替が取り組まれていたのである。図7-1では、Xが上方の両替商、Yが江戸の両替商であり、Aが上方の商人、Bが江戸の商人、Cが幕府・諸藩の上方の屋敷、Dが幕府・諸藩の江戸の屋敷である。手形を取り組む場合にYが予め定められず、Xが指名する人物とされることも多かった。こうした為替の仕組みは、1660年代には一般化しており、その基礎の上に1691年に御為替十人組と三井組による幕府の公金為替の御用が行われるようになったと考えられている(新保、1968;新保、1971)。

上方で逆為替が取り組まれ、幕府・諸藩との間には為替証書が授受されず、両替商が定まった期日に幕府・諸藩の屋敷に上納するようになり計らった。もちろん図7-1と異な

り、19世紀に入る頃から江戸で並為替を組むことも増えたといわれているが(柚木、1965、301—321頁)、上方での逆為替取組が多かったといわれている。為替には金為替(手形面が金表示)と銀為替(手形面が銀表示)があった。幕府の為替では送金手数料は支払われず、上方で資金を受け入れてから、60日か90日後に江戸で上納すればよく、三井家などの為替方はその間の金利を取得することができた。これに対して商人と両替商は為替打銀をやり取りしたが、両替商が商人から打銀を受け取る本打、商人が両替商から打銀を受け取る逆打、打銀の授受がされない無打があり、為替相場が立たず、金銀が現送される場合もあった。大阪での江戸宛為替の打銀相場は、両地での為替の需給によって変動するが、このほかに大阪が銀遣い、江戸が金遣いであったことから、金銀相場によっても打銀相場は変動した。また為替打銀には両替商が現金を取り立てるまでの金利が含まれていたから、為替需給が均衡しても両替商が打銀を取得する本打となるはずであり、打銀相場(金為替)は本打となるが多かった(新保、1978、215—231頁)。

ただし公金為替を前提とすると、幕府から上方で資金を下付されて、江戸で上納するまでの期間が60日から90日である一方で、大阪では期間2〜3ヶ月の延為替のほか期間10日前後の参着為替も取り組まれていたし、三井両替店の取り組んだ公金為替は、上方両替商振出しの江戸両替商支払いの為替であったから(賀川、1985、54-57頁)、為替のすべてが図7-1のように、東西の逆方向の資金の動きを前提に取り組まれていたわけではない。為替需給調整や送金を目的とする両替商間の為替なども取り組まれていたと考えられる。¹⁹このことは大阪と貝塚の両替商間の振手形でも確認される場所である。大阪では北浜の金相庭会所で、本両替が参集して金銀相場とともに為替の相場も立てていたが、²⁰江戸においては、相場立会仲間が、大阪の本両替為替仲間、京都の為替本両替仲間と密接な連携をもって、為替を取り組んでいた。この相場立会仲間・本両替為替仲間・為替本両替仲間の構成員を大阪の十人両替・江戸の本両替仲間とともに示したのが表7-2である。為替仲間は、大阪の本両替のごく一部であり、江戸で本両替であったのは三谷喜三郎のみで、脇両替も4軒と脇両替のごく一部であった(為替仲間となっている脇両替4軒は1808年に本両替となっても為替仲間を離脱しなかった)。大阪の金相庭会所と本両替為替仲間との関係ははっきりしていないが、十人両替と為替仲間の双方のメンバーであるものが4名であるのに、十人両替のみであるものが4名、為替仲間のみであるものが6名であるから、十人両替が金相庭会所の取締をしていたとすると、両者は当然のごとく密接な関連があったが、一応別個の組織であったと考えるべきであろう(先に述べた延屋仲間と本両替為替仲間との関係ははっきりしていない)。また相場立会仲間は、三井組・十人組・上田組という御為替三組と系譜を異にしていることにも注意が必要である(三井は相場立会仲間のメンバーではない)(三井、1933、211—227頁;末岡、1986)。

さてここで図7-1のXがAの求めに応じて為替を組むことを考えてみよう。Xとしては打銀の水準を別にすれば、Bがこの為替金をYに支払ってくれるかが大きな問題となる。Aが手形を振出す時点では、Bに支払いの意思があるかの確認(為替手形の引受)すらお

¹⁹ 粕谷(2007a)も参照。

²⁰ 為替打銀には金利も入っていたのであるから、相場に意味があるとしたら、為替手形の期間が統一されている必要があり、それは10日程度の参着であった(新保、1968、73頁)。

こなわれていないからである。上方で B に代わって支払うことを約束してくれる富裕な人物 Z が存在すれば、この懸念はほぼ払拭される。これがロンドン金融市場で取られていた方法であり（イギリスからの輸出手形の例、手形は荷為替手形であり、船荷証券が付随しており、船荷証券が担保となることが前提となっている）、Z（引受商会もしくはロンドンの一流銀行）が引受け、X（割引商会）が割引いた手形は、ロンドン払い（引受人支払い）のアクセプタンス・ビルとしてロンドン金融市場で流通した。しかしもちろんこうした便宜を受けられない手形も存在しており、その場合は、Y が支払いを確約した場合（信用状の発行）は、手形を X（為替銀行）が買い取り、輸入国に取り立てに回すが（手形は輸入国払いとなる）、Y がそうしない場合は、①X の危険で輸入国払いの手形を買取る、②手形を担保に前貸を行う（手形額面の 8 割程度を貸す）、③手形を取り立てにだすのみで、入金があってから A に支払う、のいずれかが行われる（Gillett Brothers Discount Company, Ltd., 1952, pp. 27-37）。江戸時代の大阪には、船荷証券、引受業者、信用状がなく、Y が予め定められないことすらあったから、①②③のいずれかの方法をとるしかないが、船荷証券がないので、②はあまり意味がなかった。そこで両替商 X は①の場合、為替手形（本手形）のほかに、手形が決済不能になった場合は、A が X からすでに受け取っている為替金を X へ返済することを約束する証書（置手形）を A から徴収した（手形が支払われると江戸から上方に返送され、A に引き渡されるとともに、置手形も X から A に返却される）。為替の取組が頻繁な場合は、いちいち置手形をやり取りするのが面倒なので、上記の内容を長期間包括的に約束する証書（定置手形）を取った。こうした払い戻しの規定は、振出人の義務を明確にするものであり、現在の銀行の取引約定書でも割引依頼人の買い戻し義務という形で規定されている。さらに幕府公金為替の場合は、X は A から担保を徴収するが、その証書は添手形と呼ばれる（谷、1994、59—92 頁）。③は浮為替と呼ばれており、²¹明治初期の例であるが、石井（2007、189 頁）に例示されている。

貝塚と大阪の例に見られるとおり、為替が取り組まれたのは三都間だけではない。作道（1961、332—333 頁）では、幕末から明治初期の輪島・近江・徳島と上方との間の為替の例が紹介されている。銚子は関東有数の醤油の産地であるが、19 世紀に入ると原料買い付けにあたって土浦との間で、製品販売や原料仕入れにあたって江戸との間で盛んに為替手形が取り組まれていた。そして富裕な商人である田中玄蕃家は、次第に醤油とは関係ない為替手形を取組むようになり、両替商的機能を果たすようになっていった（林、1990）。広海家にも大阪両替商宛の手形をやり取りする手形ブローカーが出入していたのであるが、これも富裕な商人である広海家がそういった機能を果たしつつあったことを示しているのかもしれない。また岩橋（2002）では、1820 年ごろの姫路・出羽・京都という 3 地点間の為替（姫路から出羽への古着の販売と出羽から京都への紅花の販売の代金の支払いを京都

²¹ 「本両替仲間申定書写」（黒羽、1939、36 頁、195 頁）。「大阪昔時の信用制度」の記述にもとづき（黒羽、1938、28 頁）、浮為替は逆為替であり、為替代金が大阪両替商から先渡しされる場合と江戸での入金後に渡される場合があるとされているが（松好、1932、247 頁など多数）、本両替仲間の申し合わせは、後者を浮為替としている。吉岡（1903、復刻 1937、98 頁）は、荷物到着後に支払われるので、手数料が低廉であるとしているが、代金取立て後に支払われるがゆえに低廉であると解される。浮為替は「受け」為替から発したと考えられる。

から姫路への送金で決済する)の事例が紹介されている。全国的に為替取引は活発に行われていたのである。

VI 両替仲間

これまで両替商と商人をはっきり分けて記述してきたが、両替商とは何なのであろうか。大阪の両替商には、本両替と銭両替があり、本両替は金と銀の、銭両替は銭と銀の両替に従事していた。本両替は本両替仲間、銭両替は南両替仲間・三郷銭屋組合を組織しており、ここに加入しているものが両替商ということになる。本両替が中心的な存在であったから、本両替を中心に考察する。本両替仲間が結成された年代ははっきりしないが、1662年に御用両替が指名され、1670年にそれをもとに十人両替が指名されており、このころに成立したものと考えられている。大阪の本両替の数は、典拠によって異なるが、18世紀の半ばで400から500であったものが、18世紀の終わりごろから減少し、19世紀には200程度になり、幕末期には150程度となっている(中川、2003、第6章)。江戸の両替商も本両替のほか、脇両替(銭のみならず金銀も扱う三組両替と銭を主に扱う番組両替に分かれる)および寺社領の両替屋があった(末岡、1986)。

当然ながら本両替仲間は規約を持っており、黒羽(1939)に復刻されている大阪の「本両替仲間申定書写」には、振手形、振差紙、両替手数料、江戸為替、退職手代の他店での雇用、金銀包み、金預金がある際の銀手形の引出しの取扱などについて取り決められているが、全部で13条の簡単なものであり、当座勘定に振手形で入金が予定されているときに、振手形が回ってきたときにはとりあえず払っておいて、入金がない場合はその日の夜のうちに取り戻すこと、見ず知らずのものには振手形を支払わないこと、江戸為替において、本手形と(定)置手形をとること、他の店に雇用されていたものを雇用する場合は前の主人に問い合わせること、包みをおろそかにしないこと、などが取り決められている。本両替の奉公人の別家開業か分家しか本両替仲間に参加することが認められず、素人の加入は困難であり、2貫目の加入料と振る舞いが必要であった(松好、1932、第8章)²²。本両替仲間の規約には、仲間の制裁規定がなく、規約の実効性がどのように担保されていたのかは明らかではない。規約そのものに規約が守られていないから必ず守るよとの文言が見られるほどである。また不渡り手形を出した商人の制裁規定も存在していない。これで振手形がどの程度円滑にやり取りされたのか、疑問ではあるが、商人が仲間組織に組み入れられ、規制されていたし、預り手形・振手形が転々流通することがなく、不渡りのダメージが広範に及ぶということがなかったため、大きな問題とならなかったであろう。

このように本両替は、金銀両替・当座預金と振手形(および当座貸越)・為替などを行っており、そのほか北浜の金相庭会所で金や為替の売買を行っていたが、専業であったわけではなく、他業を兼営していた。その意味で本両替と商人の境界はあいまいであるが、本両替は、振手形を相互に受け入れあい、為替をやり取りし、金銀の売買を相庭会所でおこなうというネットワークに参加しているところに、商人および金融業者一般との相違が

²² しかし手代が独立して新規加入したことにして、他に譲る不正が発生したり、本両替仲間は南両替と取引を行わないことになっていたが、1825年には11名の南両替加入銭両替の手形を受け入れるようになった(中川、2003、54、154頁)。

あったといえよう。しかしこのことは、商人が貸金を行い、商人同士が為替を組み、そこで振手形を受け入れていたことを排除するものではない。

江戸の本両替仲間の規定は、金銀取引に関するものと手代の取締に関するものがほとんどであり、また相場立会仲間の規定も取引時間のほかは、為替の取立てが渡し日の前日におこなわれていることが知られる程度である（三井、1932、213—263 頁）。手形に関する規定は全く存在していないが、これは手形取引そのものが不活発であったためであろう。

VII 両替商経営

大阪の両替商で経営帳簿などによって営業状態が判明するのは、鴻池善右衛門、三井大阪両替店、布屋山口吉郎兵衛（竹内、1974）、鴻池与三吉（竹内、1999）、鴻池栄三郎（中川、2003）、富子家（広山、1981）などに限られる。このなかで史料が豊富で詳しく分析されているのは、鴻池善右衛門と三井大阪両替店である。²³

鴻池善右衛門家は、17世紀初頭から酒造をはじめ、海運も営んだが、そこで得た利益をもとに1656年に両替業を開業した。1670年には十人両替の一人となっており、大阪でも最も有力な両替商のひとりとなった。そして18世紀に入る頃に酒造を廃業し、両替業に専業化した。1670年以降の算用帳が残されているが、同年の資産の59%が商人貸しで、大名貸は19%に過ぎなかったが、1706年には大名貸が66%と増加する一方、商人貸しの割合は9%に減少し、1745年にはほぼこの比率を維持したが、1795年には商人貸が消滅してしまった。大名貸は、当初は回米売却金の収入と支出のズレを埋める季節金融的な要素が強かったのであるが、次第に硬直化していった。鴻池は多数の大名へ貸出を行いリスクを分散していたが、享保期の米価下落によって、大名貸が不良債権化すると、岡山・広島といった有力な大名へと貸出を集中させていった。一方資本・負債では、預り金の比率は2割台から3割台で推移した。しかし初期には商人からの預かりが多かったのに対し、次第に本家・分家・別家からの預り金が増加し、1795年からは「北別院」からの10,000貫ほどの預かりが預り金のほとんどを占めるようになった。鴻池の純資産の増加は18世紀にはいると鈍化し、19世紀にはいるとほとんど増加しなくなってしまったが、これは利貸し経営の悪化（扶持米などを収入に含めて考えても）のためであった（森、1970；安岡、1998）。

大名貸はかりに債務不履行で裁判に訴えても切金になるだけであり、大名は切金すら約束どおりに支払おうとはせず、幕府は支払を強制しなかった（中川、2003、241頁）。また大名の蔵屋敷は商人の名義となっており、これを家質として貸し付けて、家質裁判の圧力で取り立てようとも試みられているが、奉行所は家質の流れ込みなどの強制手段をとることはなく、大きな成果をもたらすものではなかった（谷、1994、106—149頁）。幕府が御用金を大名に貸し出させた場合も、幕府は貸出を行うところまでは熱心に斡旋しても、その後の取立ては熱心ではなく、公金貸出による債権保護の効果も限定的であった（賀川、2002、50頁）。²⁴その結果、藩債整理は多くの場合、元本は返済することとされたが、無利息（ないし低利息の）長年賦となり、両替商が得るべきキャッシュフローは大幅に削減さ

²³ 住友については、宮本（1988）、京都の両替商については、石井（2007）を参照。

²⁴ 文化期までの御用金で元利が返済されたのは寛政期の2度の御用金のみである（森、1985）。

れてしまった。大名貸というソブリンもので安全とのイメージを持ちがちであるが、大名貸の約定利息は 18 世紀半ば以降は町人貸しより高く、ハイリスクな投資となっていた（鴻池栄三郎の例、中川、2003、251 頁）。町人が大名貸に応じたのは、初期には短期で安全性が高いと判断したためとも考えられるが、のちには融資を渋っており、それでも応じざるを得なかったのは、最終的には關所の脅威があったためであろう。また両替仲間が一致団結すれば拒否することが可能だったかもしれないが、そうした団結が守り続けられることに信を置くことはできなかつたであろう。

三井両替店は、京都・大阪両替店から江戸両替店への御用為替の送金を業務の大きな柱としていた。しかし延為替の多くは、形式は公金為替（本手形・置手形・添手形をとる）であっても、実態は京都・大阪の町人への貸出であり、京都・大阪で返済することと利率が証書の末尾に記されていた（谷、1994、75—84 頁）。こうした形式がとられたのは、返済が滞ったときに、証書の末尾を切り取って、裁判所に訴え出るためである。というのも京都・大阪と江戸の間の金銭訴訟は評定所の担当となるが、公金為替は本公事一般より優先的に弁済されからである。三井大阪両替店は、延為替のほか、屋敷貸（大名貸）²⁵、家質貸、質物貸を経営の柱としていたが、家質貸は先訴があっても保護されており、比較的 안전한貸付であった。大阪両替店は、京都両替店からの資金と御為替銀を主要な資金源泉としており、商人等からの預り金はほとんど存在していなかった。京都両替店も自己資金を江戸・大阪両替店をはじめとする各店に貸し付け、さらに延為替と御屋敷貸に運用しており、外部負債はなく、営業は大阪よりも延為替に依存していた（日本経営史研究所、1983；賀川、1985）。

布屋山口吉郎兵衛両替店は、唐反物商（舶来反物商）として財を成した布屋が 1863 年に大阪に開業したものである。布屋の勘定は「内」と「店」に別れており、内は貸借対照表が残されているが、損益計算書が存在せず、自己資本を出資金・貸付金（信用貸・並合貸など）に運用するもので、外部からの預り金は全く含まれていなかった。これに対し店は両替店であるが、預金を受け入れ、当座貸越・貸付・為替・両替などをおこなっていたことが、損益計算書からうかがわれる。店の利益と内の貸借対照表から算出される利益は一致せず、店の利益は積立と賞与に分配されていた（竹内、1972；三島、1984）。

こうした布屋の状況（鹿野、2000、注 22）や鴻池・三井両替店の自己資本比率が高く、負債は縁故のあるものの有利子負債のみで、商人の当座預金がみられないことから、鹿野（2000）は、両替商は商人等から受け入れた無利息の当座預金は負債計上されないか、両替商個人の勘定とは別に管理されており、100%の準備で分別管理されていたのではないかと、との仮説を提唱している。鹿野（2000）は鴻池善右衛門家の「北別印」預り金についても、安岡（1998、62 頁）のように、鴻池家の財産であるのに、負債として扱っているものと考えべきではなく（安岡も推定の根拠は示していない）、分別管理していた商人の当座預金を自己資本で行うべき貸出業務に充当したものと考えべきであるとしている。このほか中川（2003、236、252 頁）が分析した鴻池栄三郎家の事例では、預り金は奉公人からの預かりのほかは、家質による借入や大名貸の加銀を受け入れたものや口入人を通じて

²⁵ 三井は大名貸に消極的であったが、さまざまな縁から大名貸をかなり広範に行っていた。三井の大名貸については、賀川（1996）を参照。

導入したもので（短期借入ともいえる）、無利息の商人預金ではない。富子家も 1849 年の預金の口数が備前塩方・備前小倉方という 2 つの内部勘定を除くと 12 しかないが、無利息と思われるものも最低 2 口ある（広山、1981）。また 2 つの備前方を除くと内部勘定をうかがわせる勘定はないから、富子家の場合は分別管理を推定する理由はなさそうである。石井（2007、第 2 章）が検討した京都の両替商万屋甚兵衛は、店主の管理する奥帳場と両替店とは別管理されており、両替店の支払準備率は、1855 年 106%、1860 年 78%、1866 年 58%、1870 年 91%とかなり高かった。

奥帳場＝店主個人と店が概念上分かれていることは、ある程度の規模の近世商家においてはむしろ普通であるが、店と奥の資産が截然と分離され、奥の主要資産が店の純資産ではなく、奥も貸金などの資産を持つという決算構造をもつ両替店も存在することが、両替商の特色といえるかもしれないが（不動産を店の勘定にのせず、店主の資産とすることはかなり一般的なようであるが）、それが一般的であったとまでいえるかは難しいところである。また勘定が分離されていることと 100%準備であったこととはかなり距離があり（布屋でも店で収益が出ているのは、運用しているからであろう）、石井（2007）が示したとおり、準備率はかなり高いものの 100%という原則があったとまではいえないようである。大阪両替商にとってみれば、金銀に分けて預金が預け入れられ、近代的な政府も公債も存在しないことから担保による一時金の借入も困難で（家質が一般的で機動性に欠ける）、再割引による資産の流動化もできず、さらに預金の多くが当座預金であれば、準備率は高くならざるを得なかったといえるかもしれない。

このほか鹿野（2000）は、鴻池与三吉家の当座勘定先が 27 しかないことから、大阪両替商のサイズはコンパクトで、かつ当座預金の引出が現銀で行われることも多く、100%準備なのであるから、信用創造機能は大きくなかったとしている。前者の営業規模については、鴻池与三吉家はそもそもそれほど位の高い両替商ではなく（中川、2003、125 頁、212 頁）、また検討対象となった 1825 年は経営が縮小していたときである（石井、2007、53 頁）から、一般化できないとの批判がある。また 1838 年の銭屋逸見佐一郎の取引先は 200 ほどあり、取引先が大阪市中全般はおろか京都・兵庫・堺・近江にまで広がっていた（中川、2003、112—115 頁）。銭屋の取引先の広がり、石井（2007）の広海の分析結果と一致しており、両替商のサイズについては、鴻池与三吉の事例は一般化できないであろう。また現銀の引出が多かったことは中川（2003、128 頁）が批判したが、石井（2007、43 頁）は鹿野を支持しており、準備率が高かった要因となっていたとも考えられ、信用創造機能については限定的に考えるべきであろう。²⁶

江戸の両替店については、播磨屋（中井）新右衛門家（田中、1968）、住友の中橋店（末岡、1987）、三井江戸両替店（田中、1969；日本経営史研究所、1983；賀川、1985）の経営が明らかにされている。播磨屋は 1714 年に脇両替を開業し、1808 年に本両替となったが、一橋家の掛屋、勘定書御用達、諸代官掛屋御用などを務めた。新川で酒問屋を営んでいたため為替取引は酒問屋との取引が多く、文化文政期には上り為替の取組が増えていた。為替手形の過振りも行い当座貸越をおこなっており、為替取引で商人との差引残高が預かり

²⁶ 江戸期の大阪では、支払準備金のマネー・マーケットについては、ほとんど情報がない。このことも準備率が高かったことと結びついているとも考えられる。

となっているものと貸しになっているものがあった。商人ごとに残高は大きいとはいえず、経常的に取引がおこなわれていたことが窺えるが、このほか長期の預り金をおこなっている。住友は江戸で札差業を営んでいたが、それとは別に、1805年に両替業を開業した。掛屋業務を営むほか、相場立会仲間に加わり、大阪との為替業務も営んだ。大阪両替商との貸借関係があり、江戸商人に対して為替手形の過振りという形で当座貸越を供与しており、播磨屋と似た業務をおこなっていたが、幕末には不良債権が増加し、1869年に浅草店とともに休業した。三井江戸両替店は、京都店からの預り金や自店の準備金を主要資金源としており、御用御貸付・上野御貸付などの名目金貸を主たる運用先とし、これに家質貸や質物貸が加わるという資産構成であり、商人への当座貸越はみられなかった。両替商の経営からは、為替関係での融資がみられるところが、特徴であるといえる。また大阪においても江戸においても三井家の経営は、かなり特殊であったことが窺える。

VIII “直接金融”とブローカー

すでに述べたとおり、鴻池栄三郎は口入人を通して短期借入を行っていた。借入先は唐物・木綿・履物などの問屋・小売、両替商、酒造関係者であったが、これだけ広範な商人が貸し手として登場しているのであるから、借り手が両替商だけであったと考える必要もないだろう。すると貸し手である商人と借り手である商人の間を仲介するブローカーが存在していたのであるから、「直接金融」の市場が存在していたことになる。海保青陵は江戸期の大阪に、自分自身の金を貸す「銀主」と他人の金を回す「口入」が存在し、口入は大阪に多数存在していたとしている（中川、2003、252頁；蔵並、1976、439頁）。²⁷ブローカーが貝塚の広海家に入出入していたこともすでに述べた。両替商が預金を集めて貸出す「間接金融」を江戸期大阪における主要な金融の形態であるとア prioriに考える必然性はない。先に述べたように、両替商と商人が未分化であったことを強調すべきなのかもしれない。

同様のブローカーは江戸でも存在が確認されている。江戸周辺の豪商農は投資として江戸の不動産を購入したが、不動産の売買に口入業者が介在することも多かった（石井、1989、429頁；岩淵、1996、132頁）。豪商農は不動産ばかりでなく、湯屋株・髪結床株などの「金融資産」も投資の対象としており、そのなかには家質貸も含まれていた。家屋敷を家質に入れて借金をおこなって、その家屋敷を購入するケースすらあり、不動産金融はかなり盛

²⁷ 東京大学経済学部文書室所蔵の土屋家旧蔵文書のなかの「(40) 大阪の問屋池田屋太右衛門家の史料」に口入に関する史料がある。短いものであるが、全文引用すると以下の通りである「書物／金子三両／右者御方様より御借用仕申候段別条無御座候、御返済方之儀者、私帰宅仕申候へ者、早束為替を以御返済仕可申候間、左様御聞済可被下候、為後日口入書物如斯御座候以上／薩州山城町／山口貞右衛門／天保弍年／辰四月二日／口入／山口伝五郎／池田屋太右衛門様」（「借用銀子返済方につき [宛] 池田屋太右衛門」、新字体に改め、句読点を補った）。借り手と貸し手の詳細は不明であるが、薩摩の山口貞右衛門が帰国にあたり池田屋から3両を借用する際に、山口伝五郎が口入をしている。2人の山口は武士かとも思われるが、この場合は伝五郎が薩摩に帰る貞右衛門の借金の保証をおこなっていたのであろう。中川（2003、252頁）は、口入人が借金の保証を行い、口入（保証）料をとっていたとしているが、この史料と矛盾はないと考える。

んであった。²⁸そして家質貸にも口入業者が介在していたのである(岩淵、1996、138頁)。家質貸と家屋敷の購入は密接に結びついていたから、自然なものであったといえる。広がり程度の程度はわからないが、江戸でも「直接金融」が存在していたことは間違いない。

江戸において家質貸が滞って裁判となった場合、本公事となったので、債権の保護が強く、確実な投資であった。大阪においても身代限の際も優先権があるなど(賀川、1985、145頁)、確実な担保であったから、江戸・大阪において家質貸の金利は低く、もっとも安全な投資であった(石井、1982、90—98頁)。ただし大阪での家質貸による「直接金融」の例は報告されておらず、鴻池栄三郎の借入は1年以内の短期金融であったから、両地の「直接金融」を同じものとするのは早計であろう。三井両替店は、大阪でも江戸でも家質貸をおこなっており(日本経営史研究所、1983)、両替商が家質貸に消極的だったともいえないようである。

IX 三都外の金融

江戸時代においても、質地をつうじた農地の売買がおこなわれており、永代売買がおこなわれていたことも数多く報告されている。年貢納入に差し支えた農民へ上層農民が農地を担保とした金融をおこなうというのが、最も一般的な金融であった。農地価格は農地からの収益(米価)や利子率にもとづいて決定されており、土地の商品化が進んでいたことが、近畿や瀬戸内を事例に報告されている。豊中の農村では、土地所有者が頻繁に交替し、金銭に関する訴訟も多発していたが、裁判に当たって財産の隠匿がおこなわれるなど、債権保護の効果は万全とはいえなかったが(植村、1986; 植村/上村、2005)、訴訟が多発していたことは、裁判への信頼があったことを示唆するものといえよう。福山藩領の延藤家は1820年代から1840年代に福山領内外の地主豪農や商業資本家に融資をおこなっており、資産規模も順調に拡大していた(中山、2005、214—252頁)。このような金貸業者は全国に多数存在していたであろう。また江戸時代の約束手形の代表として必ず取り上げられるのが、桐生の絹札である。絹織物を買付けする買次商人が振出した手形が、機屋に渡され、機屋は糸の仕入れのためにその手形を糸商人に渡しているのである(桐生織物史編纂会、1935)。これは転々流通する約束手形として重視されてきたが、支払期日もきちんと定められていないあいまいな性格の証券であり(譲渡の際に今日の意味の裏書はないようである)、受取側の機屋から支払いに関して紛議が多く、さらに逆に偽札によって買次商人が支払いを要求される紛議も多かった。絹買仲間は、偽札については、仲間が訴訟にコミットすること、支払期限を遵守し、仲間外商人を取り締まるよう要請するなど、権力側の介入を求めるものとなっていた。流通範囲は限定されざるを得ないものであったが、仲間の監視や見知らぬ商人とは取引しないなどの措置を講じて絹札が流通していたということであろう。同様の手形は幕末維新期の入間地方でも確認されている(谷本、1998、76—92頁)。在地の商人が手形の取立てや支払いに関与し、手形流通の結節点として機能するようになっていくことが注目される。

信用の結節点となる商人がどのように資金を調達していたのか、という観点からみると、はっきりしない場合が多いが、延藤家のように、自己資本が中心であった(同家の借入金

²⁸ 江戸時代の不動産経営については、粕谷(2007b)を参照。

は同族などからの借入が多く、のちには自己資本に引きなおされている) というのが、一般的な理解であろう。これに対して Toby (1991) は、天保期の濃尾の西松家が借入を行う一方で貸付を行っていた事実を明らかにし、同地域に濃密な信用のネットワークが存在していたとしている。この論文は、Gareth Austin and Kaoru Sugihara eds, *Local Suppliers of Credit in the Third World, 1750-1960*; Michael Smitka ed., *The Japanese Economy in the Tokugawa Era, 1600-1869*; Akira Hayami et al. eds, *The Economic History of Japan: 1600-1990*, にも改訂されて収録されており、英語圏では通説的な位置を占めている。福山 (1975, 160—166 頁) は、高槻藩の政五郎が 1770 年代から 1780 年代に村内外から資金を調達し、村内外に貸し付けている事例を明らかにしている。同家の例は債務が 2~4 貫程度、債権が 4~6 貫程度と小さく、一般化はできないが、濃尾の例が特殊な一例とも言い切れないようである。資金を受けて資金を貸す関係については、それがどのような金融手段を用いていたのか (手形が用いられたのかどうか) も含めて、明らかにする必要がある。

在来的な金融手段としては、無尽の存在も大きかった。特定の人々の資金難を救済するために、初回はその人が資金を取得するケースがあり、無尽の救済的な性格を無視することはできない。しかし江戸時代には無尽の数理が発達して、複利計算の模範例が普及していた (田中、1998 など)。また関東より関西で、時代が下がれば下がるほど、くじ取りより合理的なせり取りがおこなわれていた (両者の併用も多い) (森、1982)。さらに資金を取った者に、後から掛金をきちんと納付させるために担保が求められることもあり、相互金融であるといっても金融の基本的な原則を大きく逸脱するようなものではなかった。このほか庶民金融としては、質の存在も大きく、幕府は盗物質入の規制や保管・利息に関する規制をおこなっていた (渋谷・鈴木・石山、1982)。1860 年ごろの多摩の質屋は、村内外から資金を調達し (無尽に加入して資金を調達することもしていた)、親子関係を結んでいるなど、広範なネットワークが存在しており、しかも資金が小農の消費的な需要ばかりでなく、生産資金として貸出されているなど、質屋が単純な高利貸では捉えきれず、むしろ Toby (1991) に共通する側面があったことが明らかにされている (齊藤、1989、259—293 頁)。

X まとめと明治維新後の変化への展望

大阪における法と執行は江戸におけるそれらより、経済活動と調和的であったが、盛んな経済活動がすぐれた法と執行の原因なのか、その逆なのかは現象からは判断できない。しかしそれと同時に、江戸においても天保期の法制改革で、庶民について切金が廃止され、大阪並みの体制がとられるようになったことに着目すべきだろう。江戸時代の法制度がルールにもとづくものに移行しつつあり、商人の集団などの監視を超えて発展し始めていたのかもしれない。関東の質屋や入間の農村で広範な信用のネットワークが見られたことが、こうした制度の変化を反映していた可能性もないわけではないが、同業商人の監視をなお必要としていたとも考えられる。とにかく株仲間の廃止が、負の影響だけを経済に与え続けるものであったとはいえないであろう。またブローカーともいべき口入人が活躍して、大阪では両替商の金融・為替業務を支えつつ、商人間の金融も取り次いでいたのに対し、江戸では両替商の発展が劣っていたためか、商人同士の金融をつないで金融のニーズにこたえていたことが明らかとなった。銀行信用にとりこまれない直接の金融は、明治以降も

広範に存在していたことであろう。

明治維新をへて、法制度は大きく変化する。²⁹そのすべてをここで取り上げるわけにはいかないので、金融取引に影響が大きいものについて、簡単に述べておく。まず新政府は、幕府債務を限定的に継承し、新旧公債を発行した。これは政府が債務証書を発行し、その支払いを約束したものであり、御用金とは性格を異にしていた。公債が存在すること、政府が支払いを約束していることは、これまでにない新たな金融環境といえよう。ついで最大の担保物件であった土地の売買と担保制度については、1872年に田畑の永代売買が解禁され、地租改正の過程で所有者が確定されていった。1873年に地所質入書入規則が制定され、公証の制度が整えられたが、このほか質入の年季が3年以内とされ、しかも年季明け後の請戻しを一切認めないこととした。裁判の判例でも1880年代半ばには、江戸時代の旧慣によって請戻しを認める判決がほとんどなくなり、法の規定が貫徹していった（稲田、1990、160頁）。土地の移動に関する特別な配慮はほとんど撤廃されたのである。これも執行の観点からは、大きな変化といえよう。

債権の保護に影響する破産とその執行については、1872年にフランス民事訴訟法を参考に華士族平民身代限規則が制定され、身代限が法制化されたが、さらに同年、司法省第9号達が通達され、日限済方が廃止され、直ちに身代限が申し付けられることになった。1843年に江戸でも切金が廃止されていたものの、日限済方の日数はかなり長かったのであるが、これによって債権の取立てが容易になったといえる。しかし裁判においては、まずは勘解（和解）が裁判所によって勧告される手続きが1890年の民事訴訟法の制定まで続き、江戸時代の内済とほとんど変わっていない。しかも1880年代半ばまで勘解によって処理された件数が第一審の処理件数の8割を超えており（稲田、1990、174頁）、和解で処理されるケースが圧倒的であった。1879年に東京商法会議所は、政府に対し訴訟の遅延、執行法の不備を訴え、控訴期間を90日から60日に短縮すること、控訴による執行停止には保証金を積ませること、身代限の場合は直ちに現有財産の取調べをなすことを提案しており（福島、1988、45頁）、裁判所による執行はまだ効果的でなかったと考えられる。それでも松方デフレ期には、民衆の抱いていた貸借関係のあるべき姿と現実のギャップ（とくに村外の金融機関のスタイルとの）から負債農民騒擾が多発する（稲田、1990、200頁）。負債を負ったものからみると、村外の金融機関には従来の慣行が通じず、執行の制度も整いつつあったのである。

次いで債権の譲渡についてであるが、江戸時代においては債権の譲渡に制限が加えられていたが、1876年には債権を譲渡する場合は、証書を書き換えることとされ、債務者の同意が必要となった。しかし1882年には為替手形約束手形条例が制定され、手形の裏書が法定され、債権の流動化が促進される体制が整った。

貨幣制度は幕末の開港に際し、金銀比価の相違から金貨が流出し、金貨を悪鑄して対処したため混乱をきたした。維新後に銀目が廃止され、1871年の新貨条例によって新しい貨幣単位である円が誕生した。このとき円は金にリンクされたが、同時に開港場で使用される貿易銀が発行され、さらに銀の価格が低下したことから、金貨は流通から姿を消していった。財政難の新政府は政府紙幣を発行したが、兌換制度を確立するため、1872年アメリ

²⁹ 明治期の法制度については、特に断らない限り牧／藤原（1993）による。

カの制度に倣って国立銀行条例を制定、兌換券を分散発券する国立銀行制度を導入した。しかし国立銀行が4行しか設立されないため、1876年条例を改正し、正貨兌換を政府紙幣兌換に変更し、資本金に対する発券可能額を引き上げたため、設立が増加し、第百五十三国立銀行まで設立された。ところが1877年に西南戦争がおり、政府は大量の政府紙幣を発行したため、紙幣インフレーションが発生した。松方正義は財政黒字で政府紙幣を消却する一方、1882年には日本銀行を設立し、発券を日本銀行に集中することとした。銀貨と紙幣がパーで流通するようになって、1885年に日本銀行が銀貨兌換の日本銀行券の発行を開始し、貨幣制度は銀本位制として安定した（三上、1975；山本、1994）。

維新前後の動乱や銀目の廃止によって、大阪両替商の多くが閉店しており、³⁰政府は近代的銀行制度の確立を狙って、国立銀行制度を導入した。国立銀行の設立が締め切られたあとは、私立銀行の設立が増加するが、政府に銀行として届け出ていない金融機関（のちに銀行類似会社とよばれる）はさらに多数存在していたものと考えられる。松方正義をはじめとする官僚は、割引手形の制度を日本に定着させようと試みたが、約束手形と裏書の制度は日本にとって新奇なものであり、普及には時間がかかった。早くも1879年には大阪に手形交換所が設立されたが、振手形に類似している小切手の交換額が多かった（つる見、1991）。これに対し遠隔地を結びつける為替業務は、国立銀行がコルレス網を整備し、日本銀行がその中核に位置することで発展し、丁吟といった幕末期に盛んに為替業務をおこなっていた商人の為替業務は次第に衰退していった（石井、2007、232—233頁）。江戸時代の為替の仕組みが、両替商が幕末維新の混乱で没落したあとも新しい商人を加えて存続していたことは、江戸時代における両替商以外の商人の金融業務の重要性を示唆するものであるが、国立銀行をはじめとする銀行が在来の為替業者に対して、為替技術的な優位をもっていたとは考えがたく、預金を兼営することによる資金のアベラビリティ、為替取組所・手形取引所（つる見、1991、第Ⅲ章）への参加などのネットワーク上の優位を考えざるを得ないであろう（日本銀行設立後は日本銀行信用へのアクセスが加わる）。第一国立銀行の事例では、当初割引当初取立の手形は普及が遅れ、手形は主に当初で割引かれ、他所で取り立てられていた。日本銀行が再割引銀行としてスタートするためには、手形割引の使用を促進する倉荷証券などの周辺の制度を整えていく必要があったのである（つる見、1991）。

このほか政府は、株式会社制度の導入にも熱心で、国立銀行は日本最初の株式会社であった。有限責任は政府が特別に許可を与えた会社のみ付与されたが、国立銀行の制度を模倣し、有限責任を唱える会社も設立されるようになった。こうしたなかで1878年には東京と大阪に株式取引所が設立されたが、当初は公債が主に取引されており、株式取引が中心となるのは企業勃興を待たねばならなかった。

参考文献

³⁰ 石井（2007、82—89頁）は、両替商の破綻を銀目廃止に求める説を批判し、維新の動乱全体のなかで考えるべきであるとしている。

- 石井寛治（2007）『経済発展と両替商金融』有斐閣。
- 石井良助（1982）『近世取引法史』創文社。
- 石井良助（1984）『近世民事訴訟法史』創文社。
- 石井良助（1989）『江戸時代の土地法の生成と体系』創文社。
- 稲田雅洋（1990）『日本近代社会成立期の民衆運動—困民党研究序説—』筑摩書房。
- 岩橋勝（1980）「徳川後期の『錢遣い』について」『三田学会雑誌』第73巻第3号。
- 岩橋勝（2002）「近世の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社。
- 岩淵令治（1996）「江戸における関八州豪商の町屋敷集積の方針と意識—関宿干鯛問屋喜多村壽富著『家訓永続記』を素材に一」久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力—権威とヘゲモニー—』山川出版社。
- 植村正治（1986）『近世農村における市場経済の展開』同文館。
- 植村正治／上村雅洋（2005）「江戸時代の豊中の社会経済」豊中市史編さん委員会『新修豊中市史』豊中市。
- 遠藤佐々喜（1916）「解説」三井家編纂室『自天明七年正月四日至明治四年十二月十六日 大阪両替店日記録抄出 大坂金銀米錢并為替日々相場表』三井家編纂室。
- 大平祐一（1991）「近世の訴訟、裁判制度について」『法制史研究』第41号。
- 岡崎哲二（1999）『江戸の市場経済—歴史制度分析からみた株仲間—』講談社。
- 賀川隆行（1985）『近世三井経営史の研究』吉川弘文館。
- 賀川隆行（1996）『近世大名金融史の研究』吉川弘文館。
- 賀川隆行（2002）『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局。
- 粕谷誠（2007a）「決済ネットワークと金融市場—手形・小切手取引からみた江戸期から大正期への進化—」大東英祐ほか『ビジネス・システムの進化—創造・発展・企業者活動—』有斐閣。
- 粕谷誠（2007b）「江戸時代の不動産経営」橘川武郎・粕谷誠編『日本不動産業史—産業形成からポストバブル期まで—』名古屋大学出版会。
- 金田平一郎（1928）「徳川時代の特別民事訴訟法（1）—金公事の研究—」『国家学会雑誌』第42巻第11号。
- 金田平一郎（1929a）「徳川時代の特別民事訴訟法（2）—金公事の研究—」『国家学会雑誌』第43巻第2号。
- 金田平一郎（1929b）「徳川時代の特別民事訴訟法（3）—金公事の研究—」『国家学会雑誌』第43巻第7号。
- 金田平一郎（1929c）「徳川時代の特別民事訴訟法（4）—金公事の研究—」『国家学会雑誌』第43巻第9号。
- 金田平一郎（1931）「徳川時代に於ける債権及び債務の移転」『法政研究』第1巻第1号。
- 北原進（1985）『江戸の札差』吉川弘文館。
- 桐生織物史編纂会編（1935）『桐生織物史 上巻』桐生織物同業組合。
- 蔵並省自編（1976）『海保青陵全集』八千代出版。
- 黒羽兵治郎編（1938）『大阪商業史料集成 第4輯』大阪商科大学経済研究所。
- 黒羽兵治郎編（1939）『大阪商業史料集成 第5輯』大阪商科大学経済研究所。

- 幸田成友（1995）『江戸と大阪』富山房百科文庫。
- 小早川欣吾（1957）『近世民事訴訟制度の研究』有斐閣。
- 齊藤博（1989）『質屋史の研究』新評論。
- 作道洋太郎（1961）『日本貨幣金融史の研究』未来社。
- 鹿野嘉昭（1996）「委託研究からみた藩札の流通実態」『金融研究』第15巻第5号。
- 鹿野嘉昭（2000）「江戸期大坂における両替商の金融機能をめぐって」『経済学論叢』第52巻第2号。
- 渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎（1982）『日本の質屋』早稲田大学出版部。
- 新保博（1968）「徳川時代の為替取引に関する一考察—御金蔵為替を中心に—」『経済学研究年報』（神戸大学）第15号。
- 新保博（1971）「御金蔵為替成立についての一考察」『三田学会雑誌』第64巻第8号。
- 新保博（1974）「徳川時代後期西摂農村における貨幣流通—摂津国八部郡花熊村の史料を中心に—」『兵庫県の歴史』第11号。
- 新保博（1978）『近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—』東洋経済新報社。
- 神保文夫（1981）「近世私法体系の転換（1）—天保十四年の金公事改革—」『名古屋大学法制論集』第89号。
- 神保文夫（1982）「近世私法体系の転換（2）—天保十四年の金公事改革—」『名古屋大学法制論集』第92号。本文の年代確認の必要あり
- 神保文夫（1987）「近世私法史における「大阪法」の意義について—大阪町奉行所の民事裁判管轄に関する一考察—」平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』名古屋大学出版会。
- 神保文夫（1990）「近世私法史雑考（2）」『名古屋大学法制論集』第133号。
- 神保文夫（1995）「江戸幕府出入筋の裁判における本公事・金公事の分化について」『法制史研究』第45号。
- 末岡照啓（1986）「化政期江戸地廻り経済発展期における江戸両替商」林陸朗先生還暦記念会『近世国家の支配構造』雄山閣出版、
- 末岡照啓（1987）「近世後期住友江戸両替店の創業と経営—江戸における掛屋・蔵元業務の実態—」『泉屋叢考』第21号。
- 関山直太郎（1943）『日本貨幣金融史研究』新経済社。
- 瀧川政次郎（1985）『日本法制史（上）（下）』講談社学術文庫。
- 竹内一男（1972）「布屋両替店の勘定帳」『三和調査資料』第304号。
- 竹内一男（1999）『江戸時代の両替商の帳簿—鴻池両替店の帳簿組織—』洋学堂書店。
- 田中充（1998）「「無尽」の数理について—「天元算法利伝記」の無尽の場合—」『数学史研究』第157号。
- 田中康雄（1968）「寛政期における江戸両替商の経営—播磨屋新右衛門家の場合—」『三井文庫論叢』第2号。
- 田中康雄（1969）「江戸時代後期における三井江戸両替店の経営動向」『三井文庫論叢』第3号。
- 谷啓輔（1994）『金融約定成立史の研究—上方での両替取引に探る—』経済法令研究会。

- 谷本雅之（1998）『日本における在来的経済発展と織物業—市場形成と家族経済—』名古屋大学出版会。
- 玉置紀夫（1994）『日本金融史—安政の開国から高度成長前夜まで—』有斐閣（Norio Tamaki, *Japanese Banking: A History, 1859-1959*, Cambridge: Cambridge University Press, 1995）。
- 田谷博吉（1972）「幕末期関西の流通貨幣—鴻池与三吉家文書の紹介を兼ねて—」『歴史研究』第14号。
- つる見誠良（1991）『日本信用機構の確立—日本銀行と金融市場—』有斐閣。
- 中川すがね（2003）『大阪両替商の金融と社会』清文堂出版。
- 中山富広（2005）『近世の経済発展と地域社会—芸備地方の都市と農村—』清文堂。
- 西川登（1993）『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度及び会計処理技法の研究—』白桃書房。
- 日本経営史研究所（1983）『三井両替店』三井銀行。
- 林玲子（1990）「醤油醸造業と為替手形」林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館。
- 春原源太郎（1956）「近世大坂の先訴、後訴、同日願」『法制史研究』第6号。
- 広山謙介（1981）「幕末期における中規模両替商の経営—大坂両替商富子家の場合—」『大阪大学経済学』第31巻第1号。
- 福島正夫（1988）『日本資本主義の発達と私法』東京大学出版会。
- 服藤弘司（1955）「「相对済」令考—近世債権法の変遷並びにその指導理念序説—」『金沢大学法文学部論集 法経篇』第2号。
- 福山昭（1975）『近世農村金融の構造』雄山閣。
- 牧英正／藤原明久編（1993）『日本法制史』青林書院。
- 松好貞夫（1932）『日本両替金融史論』文芸春秋社。
- 三上隆三（1975）『円の誕生—近代貨幣制度の成立—』東洋経済新報社。
- 三島康雄（1984）『阪神財閥—野村・山口・川崎—』日本経済新聞社。
- 三井高維（1932）『新稿両替年代記關鍵卷—資料篇』岩波書店。
- 三井高維（1933）『新稿両替年代記關鍵卷二考証篇』岩波書店。
- 宮本又郎／阿部武司／宇田川勝／沢井実／橘川武郎（2007）『日本経営史—江戸時代から21世紀へ—』新版、有斐閣、
- 宮本又次（1988）『住友家の家訓と金融史の研究』同文館。
- 森嘉兵衛（1982）『森嘉兵衛著作集第2巻 無尽金融史論』法政大学出版局。
- 森泰博（1970）『大名金融史論』大原新生社。
- 森泰博（1985）「文化期までの御用金と鴻池家」『商学論究』（関西学院大学）第32巻第3号。
- 山本有造（1994）『両から円へ—幕末・明治前期貨幣問題研究—』ミネルヴァ書房。
- 安岡重明（1998）『財閥形成史の研究 増補版』ミネルヴァ書房。
- 吉岡源七（1903）『両替商沿革史』大阪両替商組合（黒羽兵治郎編『大阪商業史料集成 第3輯』大阪商科大学経済研究所、1937所収）。

Gillett Brothers Discount Company, Ltd. (1952), *The Bill on London, or, the Finance of Trade by*

- Bills of Exchange*, London: Chapman & Hall (第3版、1964の訳、ジレット・ブラザー・ディスカウント・カンパニー著、富士銀行外国部訳『ロンドンにおける手形取引』東洋経済新報社、1967)。
- Greif, Avner (2006), *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*, New York: Cambridge University Press.
- King, Robert G. and Ross Levin (1993a), “Finance, Entrepreneurship, and Growth: Theory and Evidence,” *Journal of Monetary Economics*, Vol. 32, No. 3.
- King, Robert G. and Ross Levin (1993b), “Finance and Growth: Schumpeter Might be Right,” *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 108, No. 3.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, and Robert W. Vishny (1997), “Legal Determinants of Eternal Finance,” *The Journal of Finance*, Vol. 52, No. 3.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, and Robert W. Vishny (1998), “Law and Finance,” *Journal of Political Economy*, Vol. 106, No. 6.
- North, Douglass C. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, New York: Cambridge University Press (ダグラス・C・ノース著、竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994) .
- North, Douglass C. (2005), *Understanding the Process of Economic Change*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Rajan, Raghuram G. and Luigi Zingales (1998), “Financial Dependence and Growth,” *The American Economic Review*, Vol. 88, No. 3.
- Shan, Jordan (2005), “Does Financial Development ‘Lead’ Economic Growth? A Vector Auto-Regression Appraisal,” *Applied Economics*, Vol. 37, No. 2.
- Sylla, Richard (1999), “Emerging Markets in History: The United States, Japan, and Argentina,” in Ruzo Sato, Rama V. Ramachandran, and Kazuo Mino eds., *Global Competition and Integration*, Boston: Kluwer Academic Press.
- Sylla, Richard (2002), “Financial Systems and Economic Modernization,” *The Journal of Economic History*, Vol. 62, No. 2, 2002.
- Toby, Ronald P. (1991), “Both a Borrower and a Lender: From Village Moneylender to Rural Banker in the Tempo Era”, *Monumenta Nipponica*, Vol. 46, No. 4.

表7-1
債務額と切金額の関係(江戸)

債務額 (両)	切金額 (1806 まで) (両)	返済に要 する年数	切金額(1806— 1843)(両)	返済に要 する年数
2	錢 300 文	1.1	銀 1 匁	4.9
6	0.125	2.0	銀 3 匁	4.9
10	0.25	1.6	銀 5 匁	4.9
20	0.375-0.5	1.6	0.125	6.5
35	0.75	1.9	0.25	5.7
50	1	2.0	0.375	5.4
60	1.25	2.0	0.5	4.9
75	1.75-2	1.5	0.625	4.9
150	3	2.0	0.75	8.1
200	4	2.0	1.125	7.2
300	5	2.4	1.625	7.5
400	6	2.7	2.125	7.7
500	7	2.9	2.75	7.4
600	8	3.0	3.25	7.5
700	—	—	3.375	8.4
800	9	3.6	4.375	7.4
900	—	—	5	7.3
1,000	10	4.1	5.5	7.4
1,500	—	—	6.25	9.8
2,000	12	6.8	8.25	9.9
2,500	—	—	11.125	9.1
3,000	30	4.1	12.5	9.8
5,000	45	4.5	16.625	12.2
7,000	—	—	23.25	12.2
10,000	80	5.1	33.25	12.2

注: 1) 切金額を月 2 回支払うこととなっている。

2) 債務額の数字は、その金額までの意味。たとえば 2 なら 2 両までの意。

3) 返済に要する年数は、債務額区分の最高額と切金額の最高額で、1 年を 12.3 ヶ月として計算。

4) 1 両=60 匁=4 貫文で換算。

5) 1806—1843 で 1 万両を超えるものは、30 年賦以上とされている。

出典: 金田(1929c、95-98 頁)をもとに作成。

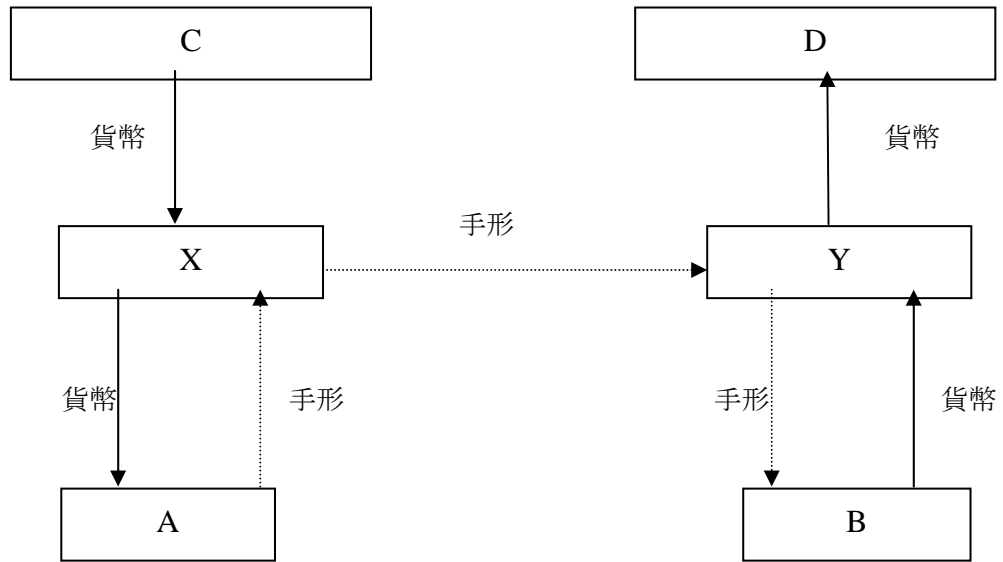
表7-2

十人両替と為替仲間

十人両替 寛政 8 年(1796)	大阪の本両替為替仲間 寛政 7 年(1795)	京都の為替本両替仲間 寛政 7 年(1795)	江戸の本両替仲間 天明 8 年(1788)～寛政	江戸の相場立会仲間 天明 8 年(1788)～寛政
天王寺屋五兵衛	平野屋仁兵衛	伊勢屋弥太郎	三谷三九郎	三谷喜三郎
泉屋理兵衛	和泉屋理兵衛	竹原弥兵衛	三谷庄左衛門	播磨屋新右衛門
加島屋十郎兵衛	長浜屋次右衛門	万屋忠兵衛	三谷善次郎	竹原文右衛門
米屋平右衛門	銭屋権兵衛	近江屋儀右衛門	三谷喜三郎	外村左五平
長浜屋治右衛門	米屋平右衛門		三谷勘四郎	升屋源四郎
大黒屋源兵衛	米屋喜兵衛		三井次郎右衛門	
鉄屋庄左衛門	炭屋善五郎			
平野屋仁兵衛	炭屋五郎右衛門			
	炭屋安兵衛			
	炭屋彦五郎			

出典：関山(1943)3—26 頁；末岡(1986)360—365 頁。

図 7 - 1



出典：新保博（1978、215 頁）をもとに作成。